

平成20年7月1日発行

手取川

七ヶ用水

No.83

土地改良区 広報



七ヶ用水共用幹線水路（鶴来水戸町地内）

目次

理事長あいさつ	②
平成19年度通常総代会開催	③
平成20年度予算、賦課金	④
平成20年度決済金、平成18年度決算	⑤
事業施工状況	⑥⑦
新監事就任、ストックマネジメント事業	⑧
新規採択希望事業、取水計画	⑨
ウォークラリー、水知識	⑩
総代選挙執行	⑪
お知らせ、土地改良区への届出	⑫



みどり しちか
水土里ネット七ヶ用水

理事長あいさつ

通常総代会より

手取川七ヶ用水土地改良区
理事長 杉本達雄



本日ここに、平成19年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り誠に有り難うございます。

またご来賓として、日頃より土地改良事業の推進と土地改良区運営にご指導頂いている石川県石川農林総合事務所の北川所長様、小島部長様には公務ご多忙のところご臨席を賜り厚く感謝申し上げます次第でございます。

さて、皆様もご承知のとおり、昨今の食糧事情は、食品の偽造問題、中国製冷凍餃子の中毒問題など、食の安心安全が崩壊している状況にあります。また、わが国では平成19年度より、「品目横断的経営安定対策」「農地・水・環境保全向上対策」を実施しているわけですが、全国的に耕作放棄地が増大し、食料自給率も40%を切る事態となるなかで、米価の大幅な下落が大規模専業農家である担い手に、大きな打撃を与えている実態であります。そして両輪政策である「農地・水・環境保全向上対策」についても実施率はまだまだ低い状況にあり、今後の農業水利施設等の維持管理について不安を感じるわけであります。

このような時こそ実情に即した対策が求められるわけであり、国内農業を見直すよい機会であると思います。そのためにも生産者と農業団体、行政が一体となって地域の農業・農村をどうして行くかをしっかりとした議論のなかで積み上げ、提言していくことが大事ではないかと考えます。

また、世界的には水資源の不足、地球温暖化の影響等多くの不安定要因を抱えており、更にバイオエタノール需要の拡大により、穀物需給の国際的なアンバランスなどがあり、食糧事情が一層不安定になっているなかで、日本の農業においては、稲の多収品種を使用した国産バイオ燃料化や飼料作物の生産を実施することにより、耕作放棄地や遊休農地を解消し、水田として整備された農地を有効利用することが、将来にわたり農地、農業用水の保全管理と結びつき、多面的機能を発揮することができると思います。そのためには、様々な課題があると存じますが、我々は着実に農業生産の基盤を今後とも適切に維持管理して行かなければなりません。

次に、県営事業による水路改修工事でございますが、現在採択施工中の事業については、計画どおり進めてまいります。尚、未施工区間については、施設ごとに改修の必要性や緊急性と時期を見極め、事業採択の判断について慎重に計画を立て実施して行く必要があると考えております。そのことから平成20年度より、「基幹水利施設ストックマネジメント事業」を実施いたします。これは施設の機能診断を実施することで劣化状況を把握し、そのうえで予防保全計画を策定し、今後の対策工事へと向けた取り組みであります。また、堤塘敷の管理として、ヒメイ

ワダレ草などを植栽する「グランドカバープランツ」の施工についても地域住民のご協力をいただきながら進める予定であり、除草剤を使用せず雑草を抑制することによって、管理費の低減を図るとともに環境に配慮した維持管理の実現に向けて取り組んでまいります。

そのようなことから役職員一丸となって、新たな管理体制の確立を目指し、安定した用水の確保、事業推進に務めてまいりますので、組合員の皆様、総代各位には一層のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、通常総代会の開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。



平成19年度通常総代会開催

平成20年3月25日、白山市民交流センターにおいて平成19年度通常総代会を開催しました。

総代103名（現員数109名）の出席のもと、議長に川昇総代（第2分区）を選出し、提出議案20件を慎重審議した結果、原案どおり可決承認されました。



提案理由抜粋

- 一般会計の主な補正は、県営事業負担金の減額によるもので総額580万円余りを減額しますが、その分の工事は繰越となります。特別会計では、農地転用面積が約15ha増となったことら、転用決済金を2,840万円余り増額補正します。
- 平成20年度賦課金の額は、農業情勢を十分に理解したなかで前年度同額といたします。
- 一般会計予算ですが、前年度より3億1,800万円余りの減額となっていますが、19年度に品目横断的経営安定対策等支援事業により、長期借入金の借換えを実施した関係であり、20年度は適正な予算額であります。その他では、20年9月は総代の改選期であり選挙費を見込んでいます。また、事務費、維持管理費等については、理事会で慎重に協議を重ね経費の削減を図ったものです。
- 19年12月に白山管理センター裏の崖が一部崩落いたしました。この対策事業の実施に向け、20年度に計画策定費を計上してあり、今後、新規事業採択に向けて取り組めます。
- 検討課題について、組織運営と財政計画に基づく事業実施計画を掲げて取り組んでまいります。

- 報告第1号——平成19年度一般会計収支補正予算の専決処分について
- 議案第1号——平成19年度一般会計収支予算の補正について
- 議案第2号——平成19年度農地転用決済金特別会計収支予算の補正について
- 議案第3号——平成19年度退職手当準備積立金特別会計収支予算の補正について
- 議案第4号——平成19年度土地改良区財政調整基金特別会計支出予算の補正について
- 議案第5号——平成19年度排水放流改良工事基金特別会計収支予算の補正について
- 議案第6号——平成19年度地域用水機能増進事業特別会計収支予算の補正について
- 議案第7号——大日ダム土地改良区連合議員の選出について
- 議案第8号——平成20年度賦課金の額及び徴収について
- 議案第9号——平成20年度農地転用決済金の額について
- 議案第10号——平成20年度排水放流改良工事負担金の額について
- 議案第11号——平成20年度役員報酬について
- 議案第12号——平成20年度一時借入をするについて
- 議案第13号——平成20年度一般会計収支予算について
- 議案第14号——平成20年度農地転用決済金特別会計収支予算について
- 議案第15号——平成20年度退職手当準備積立金特別会計収支予算について
- 議案第16号——平成20年度土地改良施設災害準備基金特別会計収支予算について
- 議案第17号——平成20年度土地改良区財政調整基金特別会計収支予算について
- 議案第18号——平成20年度排水放流改良工事基金特別会計収支予算について
- 議案第19号——平成20年度地域用水機能増進事業特別会計収支予算について
- 議案第20号——平成20年度七ヶ用水発電事業特別会計収支予算について

平成20年度予算

(平成20年3月25日開催 通常総代会議決)

一般会計

収入の部

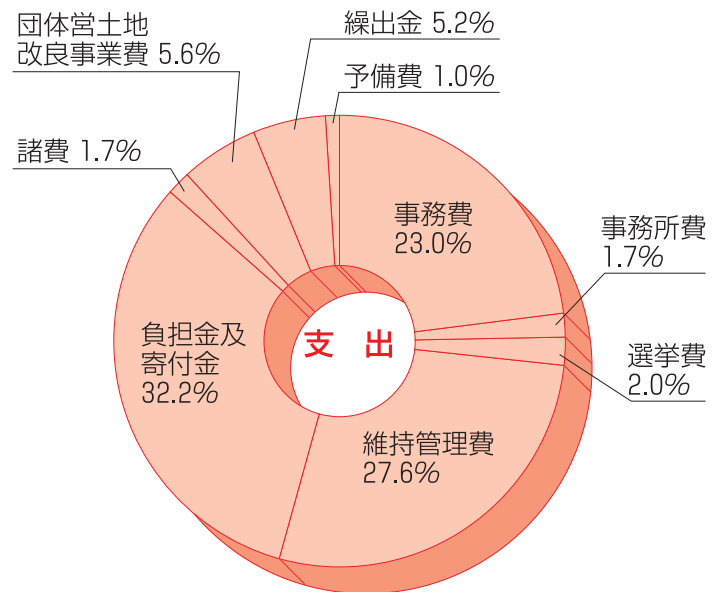
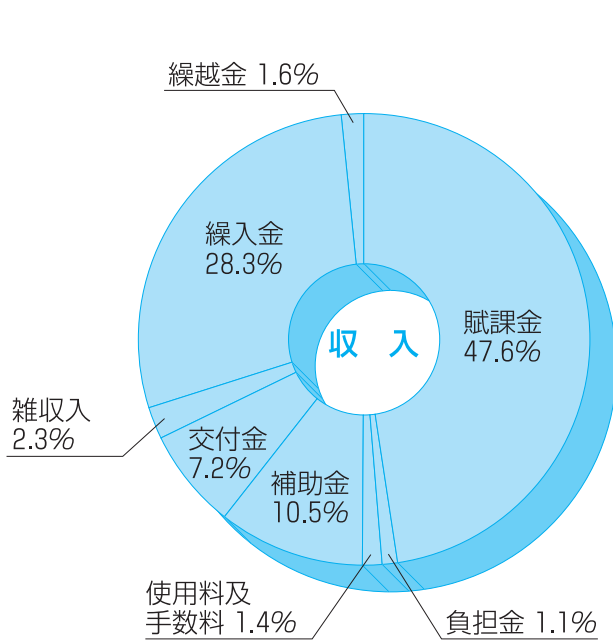
(単位 円)

款	予算額	前年度比
賦課金	146,670,000	△1,045,389
助成金	100	
負担金	3,415,212	635,212
使用料及手数料	4,378,419	1,100,000
補助金	32,360,000	3,480,000
交付金	22,050,000	△4,950,000
雑収入	7,092,523	△406,531
借入金	100	△316,249,900
寄付金	100	
繰入金	86,931,197	7,492,661
繰越金	5,000,000	△8,267,235
収入合計	307,897,651	△318,211,182

支出の部

(単位 円)

款	予算額	前年度比
事務費	70,388,468	△1,874,340
事務所費	5,160,000	△140,000
選挙費	6,178,000	6,177,600
維持管理費	85,128,059	△9,801,540
借入金	100,200	△316,169,215
負担金及寄付金	99,277,500	3,493,000
諸費	5,149,700	△1,150,570
団体営土地改良事業費	17,360,100	6,260,000
災害復旧事業費	300	
繰出金	16,101,460	△3,719,280
財産費	200	
予備費	3,053,664	△1,286,837
支出合計	307,897,651	△318,211,182



特別会計

(単位 円)

農地転用決済金	340,883,170
退職手当準備積立金	52,319,375
土地改良施設災害準備基金	162,581,460
土地改良区財政調整基金	32,482,148
排水放流改良工事基金	49,544,284
地域用水機能増進事業	6,000,100
七ヶ用水発電事業	99,479,168

平成20年度賦課金額及び徴収期日

賦課金	年額 2,970円/10a当
賦課期日	平成20年4月1日現在
徴収期限	平成20年9月25日
算出基準	1円未満の端数切捨て

平成20年度農地転用決済金

10a当

189,951円

●内 訳

区 分	10a当
一般経費に対する決済金	99,814円
県営かんがい排水事業等 未施工事業費に対する決済金	90,137円

●農地転用決済金規定第8条による決済金額

10a当

140,044円

買取単位3.3㎡当、3,300円未満の該当地は、維持管理費に対する決済金を半額とする。

農地転用決済金とは、土地改良区域内の田を宅地・商工業用地・道路・公共事業用地等、田以外に農地転用する場合、土地改良法第42条「権利義務の承継及び決済」に規定する手続を必要とし、農地転用により、土地改良事業に要する残存農地の過重負担額を転用時に決済するものです。

平成20年度排水放流改良工事負担金

10a当

166,654円

排水放流改良工事負担金とは、農地転用の目的と場所により、負担金を徴収するもので、転用後の敷地より、雨水等が七ヶ用水管理水路に排水として流れ込み、排水量が増加することによる下流域での溢水被害防止を目的とし、水路の保全及び改良工事費の一部に充てるものです。

平成18年度財務状況の公表

平成19年度臨時総代会（平成19年10月12日）を開催し、議長に北村良澄総代（第1分区）を選出し可決承認した。

1. 一般会計収支決算

(単位 円)

収入の部			支出の部		
款	決算額	構成比 (%)	款	決算額	構成比 (%)
賦課金	148,725,782	42.5	事務費	73,336,310	21.8
助成金	0	0.0	事務所費	4,748,357	1.4
負担金	2,690,000	0.8	選挙費	0	0.0
使用料及手数料	2,643,342	0.7	維持管理費	102,537,618	30.5
補助金	21,680,000	6.2	借入金	10,849	0.0
交付金	36,000,000	10.3	負担金及寄付金	126,979,290	37.7
雑収入	8,838,583	2.5	諸費	4,655,499	1.4
借入金	0	0.0	団体営土地改良事業費	1,000,000	0.3
寄付金	6,535,428	1.9	災害復旧事業費	0	0.0
繰入金	116,585,986	33.3	繰出金	23,582,749	6.9
繰越金	6,418,786	1.8	財産費	0	0.0
収入合計	350,117,907	100.0	予備費	0	0.0
			支出合計	336,850,672	100.0

差引残金 13,267,235円 次年度へ繰越

2. 特別会計決算

(単位 円)

会 計	決算額
農地転用決済金	394,032,467
退職手当準備積立金	68,312,019
土地改良施設災害準備基金	130,618,643
土地改良区財政調整基金	47,535,325
排水放流改良工事基金	47,722,014
地域用水機能増進事業	8,786,800

3. 財産目録

(単位 円)

資 産		負 債	
流動資産	13,319,866	長期負債	379,500,000
特定資産	612,709,674	短期負債	0
固定資産	1,682,684,838	退職給与引当金	65,902,379
備品	21,704,602	七ヶ用水発電事業積立金	41,602,304
合 計	2,330,418,980	合 計	487,004,683

4. 賦課面積及び組合員数

賦課面積	4,973ha
組合員数	5,620人

事業施工状況

■かんがい排水事業 [県営]

地区 工期	平成19年度施工			事業費(千円)		
	場所	路線	事業量	全体	H19まで	H20計画
中村用水 H8～H22	福増町・横江町	3-4号支線	600m	1,785,100	1,130,000	120,000
中村用水第2 H14～H20	西新町・相木町 倉光	3-2号支線	200m	2,421,100	1,056,000	100,000
中島第2 H16～H20	三反田	2号幹線 4区間	249m	241,000	211,000	30,000
中村用水第2二期 H17～H22	石同新町 ～八ツ矢町	3-3号支線	199m	1,408,000	312,932	150,000

中島第2地区

2号幹線4区間・三反田地内

着工前



完成



中村用水第2二期地区

3-3号支線・東三番町地内

着工前



完成



■用排水施設整備事業 [県営]

地区 工期	平成19年度施工			事業費(千円)		
	場所	路線	事業量	全体	H19まで	H20計画
郷用水 H17～H19	末松	2-3号支線	46.5m	313,000	305,000	—

郷用水地区

2-3号支線・末松地内

着工前



完成



■基幹水利施設予防保全対策事業（ストックマネジメント） [県営]

地区 工期	平成20年度新規			事業費(千円)	
	場所	内容	事業量	全体	H20計画
手取川右岸 H20～H22	改修工事 未採択区間	機能診断 予防保全計画	80.6km	30,000	10,000

農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） [県営]

地区名 工期	平成19年度施工			事業費(千円)		
	場所	路線	事業量	全体	H19まで	H20計画
松任中央 H6～H21	大竹町・村井町 成町	4-1号支線 4-3号支線	653m	4,661,700	3,318,000	100,000
新砂川 H11～H24	三反田・上先出 土室・壱ツ屋 木呂場・下田子島 橋・朝日	7-1号支線 7-2号支線 7-3号支線	1,947m	3,988,000	2,469,000	250,000

松任中央地区

4-3号支線・成町地内

着工前



完成



新砂川地区

7-3号支線・田子島地内

着工前



完成



国営造成施設管理体制整備促進事業 [県営]

地区名 工期	平成19年度施工			事業費(千円)		
	場所	内容	事業量	全体	H19まで	H20計画
七ヶ用水 H17～H21	全線	安全施設 維持管理	一式	173,920	93,904	26,800

安全施設



**グランド
カバープランツ**



新農業水利システム保全対策事業 [団体営]

地区名 工期	平成19年度施工			事業費(千円)		
	場所	内容	事業量	全体	H19まで	H20計画
明島 H18～H22	明島町	水門製作据付	2門	77,200	12,000	17,200

地域用水機能増進事業 [団体営]

地区名 工期	平成19年度施工			事業費(千円)		
	場所	内容	事業量	全体	H19まで	H20計画
新砂川 H10～H19	7号支線	増進活動	一式	37,000	22,600	—
松任中央 H12～H20	4号支線	増進活動	一式	56,800	50,800	6,000

監事(半数)の就任

役員(監事半数2名)の任期満了(平成19年10月24日)による改選が行われ、次の方が監事に就任いたしました。

(任期：平成19年10月25日～平成23年10月24日)

役職	氏名	住所	被選挙区
監事	中橋宏喜	白山市剣崎町	第1～第4被選挙区
監事	源田吉則	白山市出合島町	第5～第7被選挙区



永年表彰

手取川七ヶ用水土地改良区表彰規程により、当土地改良区の発展に尽くされた方々の業績を讃え、平成19年度通常総代会席上にて、永年表彰(15年)を授与しました。

現職名	氏名	職歴
代表監事	清水修	総代、監事
監事	茶谷豊俊	総代、監事
第4分区長	得田多喜男	総代、分区長
第7分区長	酒井俊男	総代、分区長
総代	前田喜好	総代
総代	宮下勇	総代



大日ダム土地改良区連合議員の選出

補充を要する大日ダム土地改良区連合議員に次の方々を選出しました。

宮本輝夫 総代(第4分区) 窪田脩 総代(第6分区)

基幹水利施設予防保全対策事業(ストックマネジメント) 手取川右岸地区の実施

■目的

計画的に保全対策を実施し、施設の長寿命化を図ることにより、既存施設の有効利用を図る。

■内容

七ヶ用水用排水路等の基幹水利施設機能を効率的に保全するため、施設の劣化状況を調べる機能診断から予防保全計画の策定、対策工事を一貫して行う事業で、今回は、機能診断から予防保全計画の策定までを行い、対策工事に向けての業務を行う。

(1) 機能診断

水路改修事業未施工、未採択区間約81kmの機能診断を実施する。

(2) 予防保全計画の策定

機能診断結果から、機能保全コストの比較結果より選定された経済的かつ合理的な対策について予防保全計画を策定する。

■事業費 30,000千円

■事業年度 平成20年度～平成22年度



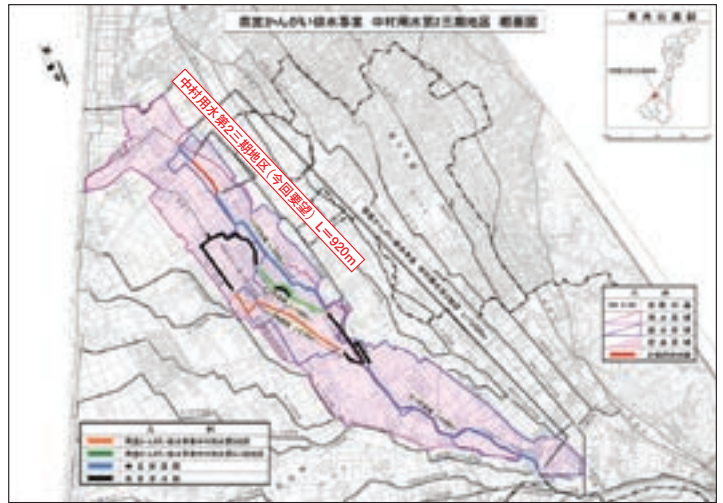
平成21年度新規採択希望事業について

平成21年度に県営事業の申請を3地区計画しています。

内訳は、かんがい排水事業2地区、用排水施設整備事業1地区です。

●かんがい排水事業● 「中村用水第2三期地区」

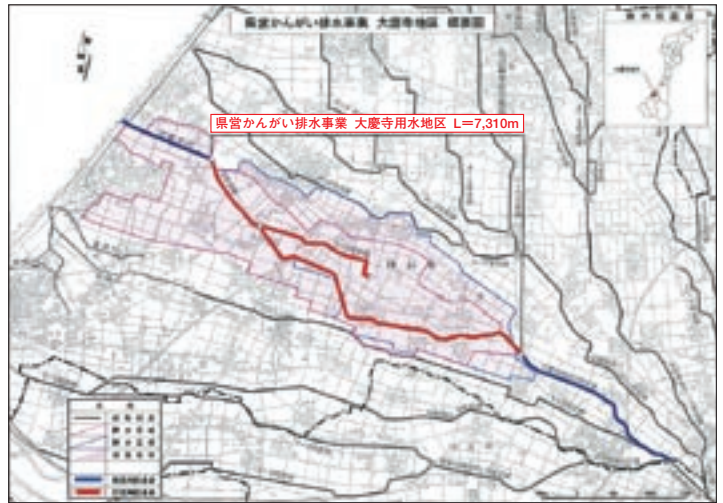
3-5号支線の一部区間
断面不足解消のため整備 延長920m



中村用水第2三期 計画位置図

●かんがい排水事業● 「大慶寺用水地区」

5号支線の一部と5-2号支線全区間
断面不足解消のため整備 延長7,310m
「大慶寺用水地区」は、同意署名簿が必要となりますので、関係組合員のご協力をお願いします。

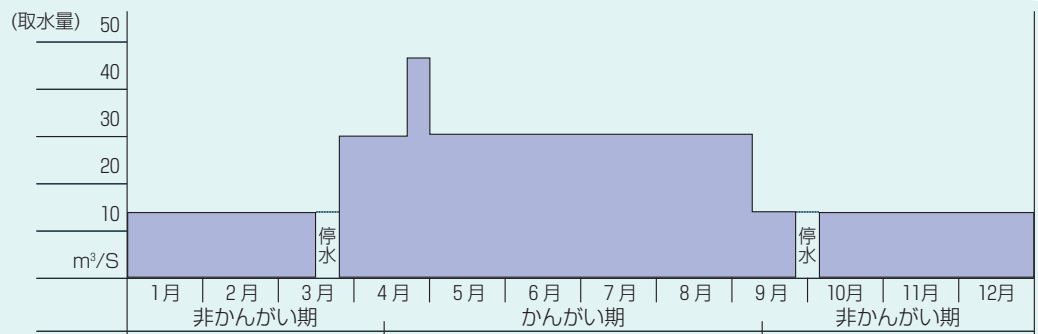


大慶寺用水地区 計画位置図

●用排水施設整備事業● 「白山地区」

七ヶ用水大水門前の崖が昨年12月に一部崩壊しました。大水門や水路には影響はありませんでしたが、七ヶ用水の最上流の取水施設でもあり、早急に崩れた部分を含めた一体的崩落防止対策工事を実施し、用水の安定供給を図るものです。

手取川 七ヶ用水 土地改良区 取水計画



●期別取水量

区分	かんがい期			非かんがい期	
	4月13日から 4月19日まで	4月20日から 5月3日のうち 1週間	4月20日から 9月10日まで	9月11日から 3月19日まで	3月20日から 4月12日まで
白山頭首工に係る最大取水量	30.12 m³/S	46.62 m³/S	30.31 m³/S	13.91 m³/S	30.00 m³/S

●非かんがい期の通水及び管理について

- ① 9月11日より通水量が毎秒13.91tとなります。かんがい期の約半分位の水量です。
- ② 通水量が少ないのと同時に、水路工事や橋梁工事等で停水及び減水が頻繁に行われご迷惑をおかけしますが、火の元には十分ご注意ください。
- ③ 降雨時の洪水を防止するため転倒堰は、なるべく倒しておいて下さい。積雪・融雪等冬季期間の用水堰管理についても地元の皆様のご協力をお願いします。尚、除雪等による用水路への大量の雪捨てはご遠慮願います。(下流部で雪がつまり、水が溢れる事があります。)

第8回 手取川七ヶ用水ウォークラリー

石川県立大学キャンパスを拠点に、郷用水、富樫用水にふれると共に、末松廃寺跡など野々市町の見所を散策する約6kmのウォークラリー大会です。

**多数の参加申し込み
お待ちしております！**

開催日時

平成20年8月23日(土)〈小雨決行〉
 受付開始 午前7時30分～
 開会式 午前8時00分～
 スタート 午前8時30分～
 表彰式 正午～

集合場所

石川県立大学キャンパス(石川郡野々市町末松1-308)

応募方法

1チーム2～5名、チーム名とメンバーの氏名、年齢、代表者の連絡先(住所、電話番号)を明記の上、郵送、FAXまたはホームページ上で申し込み下さい。



昨年の模様



**参加無料!
賞品・参加賞あり**

参加者の資格等

年齢を問わず、誰でも参加できます。ただし、小学生以下で構成されたチームでは参加出来ません。保護者同伴でお申し込み下さい。

応募期間及び募集数

平成20年8月8日(金)まで
 100チーム(300名程度)
 (ただし、定員になり次第締め切らせて頂きます。)
 申し込み、お問い合わせは、下記までお願いします。

●水土里ネット七ヶ用水内 ウォークラリー実行委員会●

〒924-0871 石川県白山市西新町159-2 TEL076-276-1166 FAX076-276-1167 <http://www.shichika.or.jp>

水 知 識

宮竹用水分水口

手取川左岸の宮竹用水は、江戸中期頃には七ヶ用水の第6番口(中島用水)の下流に位置していました。その後、より水量が確保できる上流へ移動し、ついに天狗岩の下に取水口を設けました。これは七ヶ用水の第2番口(郷用水)の下流に位置し、手取川の第3番口と言う優れた位置を占め豊富な用水源をもち、手取川「八ヶ用水」として分水・番水を行うようになりました。

明治後半に、七ヶ用水の取水口を一つにする合口事業によって、宮竹用水は、手取川「八ヶ用水」の最下流の用水となる。その後、大日川ダム建設に伴い七ヶ用水と宮竹用水との分水について、これまで7:1であった分水比をかんがい面積割として3:1と算出したが、分水論議は難航し、最終提案として七ヶ用水の最大水量に約2t上乗せで、ゲートの鍵は県が管理する等の条件で分水協定は昭和36(1961)年4月に成立した。

この分水協定により宮竹用水は白山頭首工より七ヶ用水と合



宮竹用水分水口：鶴来大園町地内

同取水し、手取川の地下を逆サイホンで通し対岸へ送水することになり、昭和43(1968)年5月、宮竹用水分水口からの通水が開始されました。七ヶ用水と宮竹用水では、その当時より分水管理委員会を設け、適正な運営に努めています。

水利祈願 水戸明神春季祭

5月30日午前11時より、恒例による水戸明神春季祭を白山町古宮公園内の水戸明神社殿にて、ご来賓の方々をはじめ、役員、分区長、総代の出席のもと奉斎いたしました。その後、白山比咩神社本宮に於いて、五穀豊穰祈願及び直会が執り行われました。



実り豊かな秋の収穫を祈願して

総代選挙執行

手取川七ヶ用水土地改良区総代の任期が平成20年9月30日をもって満了となることから、石川県選挙管理委員会の管理のもとで、白山市、野々市町、川北町の各選挙管理委員会事務局の協力を得て執行されます。

1 選挙期日

平成20年9月24日(水)

2 選挙期日等の告示

平成20年9月17日(水)

3 選挙は立候補制

選挙は立候補制であり定数を超えない場合は無投票

4 立候補の届出及び受付

- (1) 届出期間 **9月17日(水)、18日(木)** (告示の日から2日間)
- (2) 届出時間 午前8時30分～午後5時
- (3) 届出場所 市町選挙管理委員会(金沢市の方は野々市町選管へ)
- (4) 届出方法 候補者は文書で届出(自薦)する(印鑑持参)。**届出書は各市町選管で交付**

5 選挙人名簿

- (1) 名簿調製 8月11日現在日で調製(**名簿の確認・変更は、この日までに**)
- (2) 名簿縦覧 8月16日(土)～20日(水)(5日間)
- (3) 縦覧場所 手取川七ヶ用水土地改良区及び市町又は市出張所(執務時間内)
- (4) 名簿確定 9月18日(木)
- (5) 異議申出 名簿縦覧期間内に文書で手取川七ヶ用水土地改良区へ提出(印鑑、証拠書類必要)

6 選挙区及び定数と立候補届出場所

総数 112人

選挙区	定数	立候補届出場所	選挙区	定数	立候補届出場所
第1区	5人	白山市役所7F 選挙管理委員会	第11区	6人	白山市役所7F 選挙管理委員会
第2区	7人	野々市町役場 情報交流館2F	第12区	14人	//
第3区	6人	//	第13区	5人	//
第4区	7人	白山市役所7F 選挙管理委員会	第14区	3人	//
第5区	6人	//	第15区	4人	//
第6区	6人	野々市町役場 情報交流館2F	第16区	3人	川北町役場 選挙管理委員会
第7区	5人	白山市役所7F 選挙管理委員会	第17区	4人	白山市役所7F 選挙管理委員会
第8区	5人	//	第18区	2人	川北町役場 選挙管理委員会
第9区	8人	//	第19区	2人	//
第10区	7人	//	第20区	7人	//

現組合員名を確認して下さい!

◆総代選挙の選挙権・被選挙権

- ・選挙権は組合員、被選挙権は組合員で25才以上の者であること。
- ・いずれも組合員名簿を基礎に作成した選挙人名簿に登載されている必要があり、名簿に登載されていない者は、総代選挙の投票も立候補することもできません。

◆組合員名の変更は、土地改良区への届出義務

- ・組合員の死亡、農地の相続、売買、贈与、交換等で名義変更があった場合。
- ・農業者年金を受給するため経営移譲した場合。

ご確認、お問合せはお早めに!

用水転落事故防止！

水量の多い時期
ですので、水路の
危険な所へ近づか
ないようにして下
さい。

特に、子供やお
年寄りを水の事故
から守るため、皆
さんで充分注意し
ましょう！

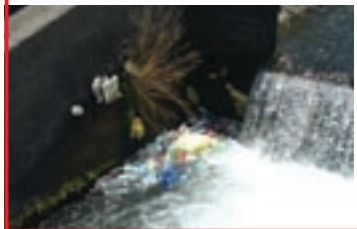


用水路に物やゴミを
捨てないで下さい。
水路堤で物を焼却したり
放置したりしないでください。

清掃ボランティア



用水路には
たくさんの
生き物が生息
しています。
身近な環境を
もっと大切に！



組合員名を確認しましょう！

広報送付宛名、賦課金告知書等で、現組合員名を必ず確認して下
さい。

変更がある場合は、土地改良区運営上、支障がありますので、速
やかにお申し出下さい。

知っていますか？— 必ず届け出が必要です！

★組合員資格変更の届け出

簡単な手続きです。組合員名(封筒の
宛名)を確認して下さい。

- 組合員の死亡により、農地を相続した場合
- 住所や組合員名を変更する場合
- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

自己申告です

お気づきの点がございましたら、
お気軽にお問い合わせを…。

★農地の転用にも転用申請・決済金が必要

[土地改良法第42条2項]

- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から賦課面積を削除できませんので、毎年そのまま賦課金がかかります。
- 公共事業（道路・公園・河川・建物等）用地として転用される農地についても、転用決済金の納付が義務づけられています。
- 特に公共道路の転用申請が遅れている所が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、転用申請、転用決済金等の問題も十分協議し、必ず土地改良区へ申請するようお願いいたします。

事務所案内図



★手取川七ヶ用水土地改良区広報

No.83

発行／平成20年7月1日

発行所／手取川七ヶ用水土地改良区

〒924-0871

白山市西新町159-2

松任産業会館2F

TEL:(076)276-1166

FAX:(076)276-1167

ホームページアドレス

//www.shichika.or.jp

編集／総務課

印刷／ヨシダ印刷株式会社

